



観観産第649号
平成26年3月31日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課旅行安全対策推進室長



運送引受書の様式変更について

「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」（平成24年6月29日観観産第132号）において、高速ツアーバス等を用いた企画旅行に係る契約について、貸切バス事業者が交付した運送引受書の保存を求め、あわせてモデル様式を示しているところであるが、別添のとおり、自動車局旅客課新輸送サービス対策室長より、同様式を改めるとの通知がありましたので、了知願います。

また、別添写しのとおり（一社）日本旅行業協会会長、（一社）全国旅行業協会会長に対して周知徹底を要請したところですが、旅行業協会非加盟の第2種旅行業者、第3種旅行業者、地域限定旅行業者及び旅行業者代理業者に対して周知いただくようお願いします。